



日頃より南多摩駅周辺土地区画整理事業に、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
今回のお知らせでは、①令和2年度事業進捗状況、②審議会の開催報告、③換地設計の変更・事業計画の変更、④土地区画整理地区内の斎場 についてお知らせいたします。

## ① 令和2年度事業進捗状況について

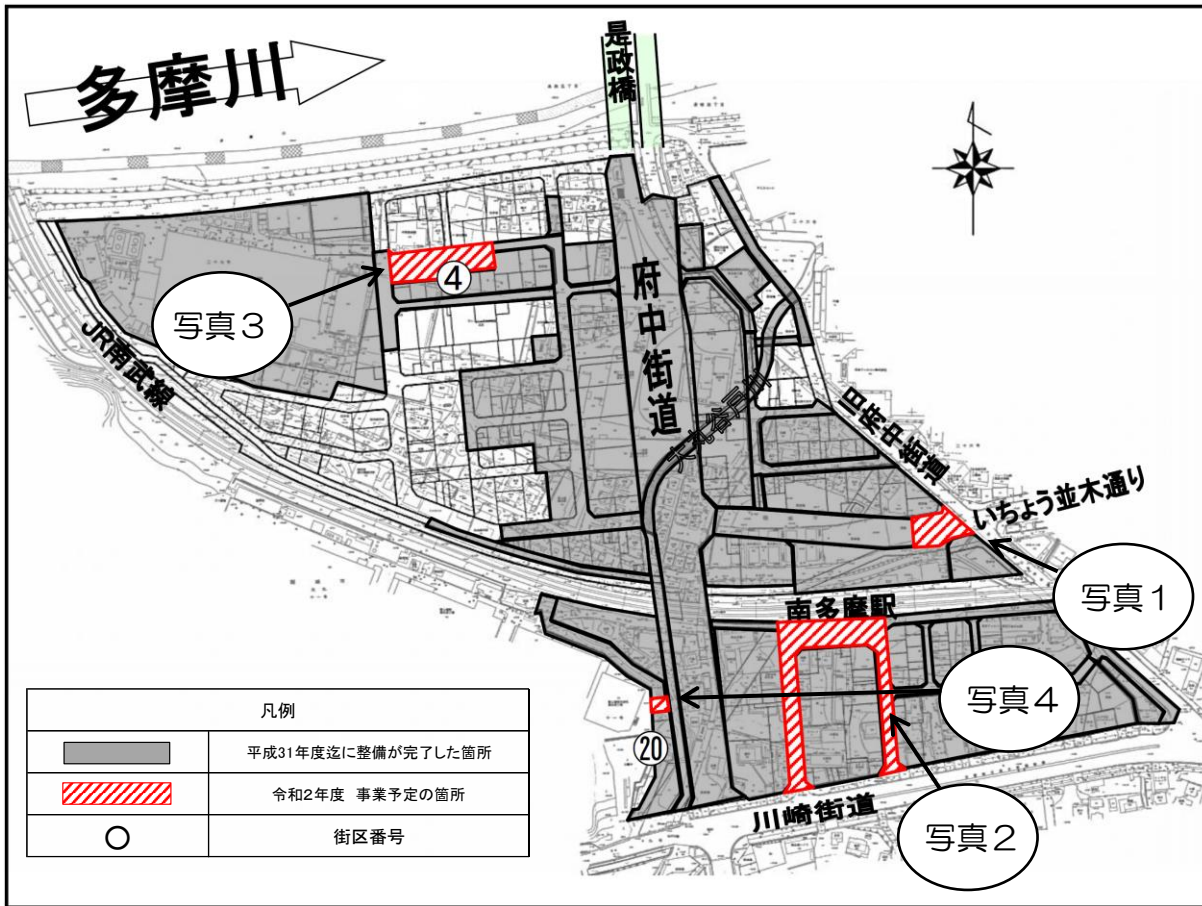


図1 事業計画図



いちよう並木通りと旧府中街道の交差点（写真1）は、これまで暫定整備での交通開放となっておりますが、歩道の本整備、ガードパイプ柵などの安全施設の設置、横断歩道や信号機の移設、舗装の打ち換えなどの交差点改良工事がここで完成し、より安全に通行していただけるようになりました。

また、南多摩駅南口では、川崎街道から駅へアクセスするコの字の道路（写真2）において、東京都の「無電柱化チャレンジ支援事業制度」を活用し、無電柱化事業を進めております。

現在は、地中に電線共同溝を埋設する工事（本体構築工事）を行っておりますが、この工事に合わせて、西側歩道上にあった各種案内掲示板、電話ボックス、郵便ポストも移設いたします。

移設後の位置は、各種案内掲示板や電話ボックスは、南口駅舎の前に、郵便ポストは、北口駅前広場に移設する予定です。

なお、本工事に引き続き、次年度以降、沿道宅地への電力・通信供給施設の切替え（引込連系工事）や既存電柱の抜柱、最後に本道路の本整備工事を予定しておりますので、皆さまのご協力をよろしくお願い致します。

さらに、府中街道西側では、4街区北側（写真3）の区画道路築造及び整地工事を行っております。現在は、地盤をかさ上げる盛土工事を実施しており、今年度内の工事完了を目指しております。

最後に、20街区（写真4）において、宅地から発生する下水（汚水）を、前面道路下に埋設されている本管に排出するための「取付管」を設置する汚水取付管推進工事を行っております。詳しくは、裏面の「④土地区画整理地区内の斎場について」にてご報告いたしますが、斎場の移動に先がけて本工事を実施しております。

地区内では引き続き多くの工事を行ってまいります。皆さまには、極力ご迷惑をお掛けしないよう、工事車両の通行などについて調整を図り、安全管理を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## ② 審議会の開催報告について

稲城南多摩駅周辺土地区画整理審議会は9名の審議委員により構成されています。  
 今回のお知らせまでに開催された審議会の内容は下記のとおりです。

開催日	内容
第70回審議会 令和2年12月25日	(1) 令和2年度事業進捗状況について (2) 仮換地の軽微な変更について（報告） (3) 事業計画変更について（報告）・・・事業計画変更（第6回）について、報告しました。 (4) 換地設計の変更について（諮問）・・・換地設計の変更についての諮問1件。ご同意いただきました。 (5) その他・・・多摩都市計画事業稲城南多摩駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例の改正について、報告しました。

## ③ 換地設計の変更・事業計画の変更について

### (1) 換地設計の変更について

これまでの報告会や「土地区画整理事業のお知らせ」でもご報告させていただきましたとおり、本地区は、当初の換地設計段階から住宅地と工場地等とのすみ分けが課題となっており、これを解消するよう換地設計を行いました。この決定から約20年が経過し、相続や土地の売買による地権者の変動により、再度、住宅と工場等が混在している状況となっております。このような状況から、この課題を再度解消するため、現在、市では、主に都市計画道路 多3・3・7号線（府中街道）西側区域において、換地設計の見直しを図っております。対象の皆さまへは、順次ご説明させていただいているところでございますので、その際はよろしくお願い申し上げます。

### (2) 事業計画変更について

20街区（図2）につきましては、当初、換地設計段階において、隣接する富士通南多摩工場の土地利用（斜面緑地及び出入り通路）を考慮し、公園2号用地や宅地の形状を決定しておりましたが、その後、時間の経過とともに、土地売買が発生し、工場の土地利用を考慮する必要がなくなりました。また、地区内に建築された斎場の移動候補地として、本街区を選定いたしました。

当初、本街区の換地設計の変更につきましても、上記(1)に記述した換地設計の変更の中で行う予定としておりましたが、これを待っている間は、斎場の移動が遅延するため、関係者の方々と協議を行い、ここで協議が整ったことから、地権者、公園2号用地、双方の土地利用を考慮し、上記(1)の換地設計の変更に先がけて本街区の公園や宅地の配置形状の変更（事業計画変更）を行いました（図3）。

なお、上記(1)については、関係する権利者の方や関係機関との協議が整い次第、本件とは別に再度、事業計画変更を行ってまいります。

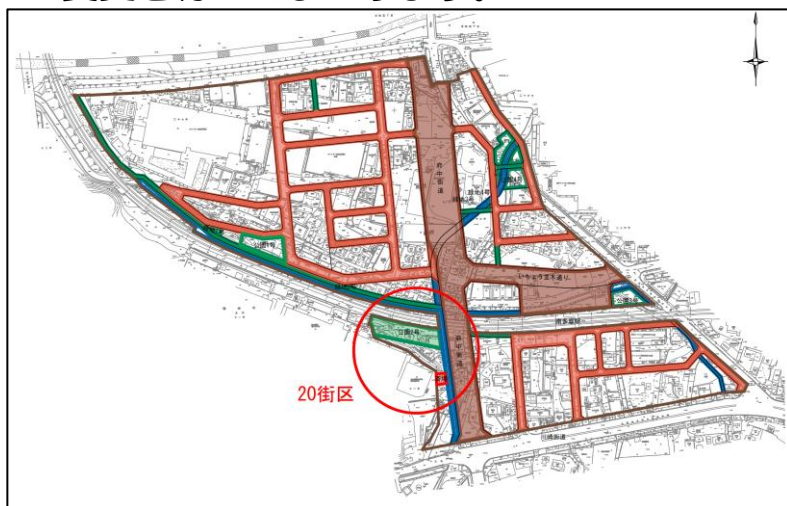


図2 位置図（20街区）

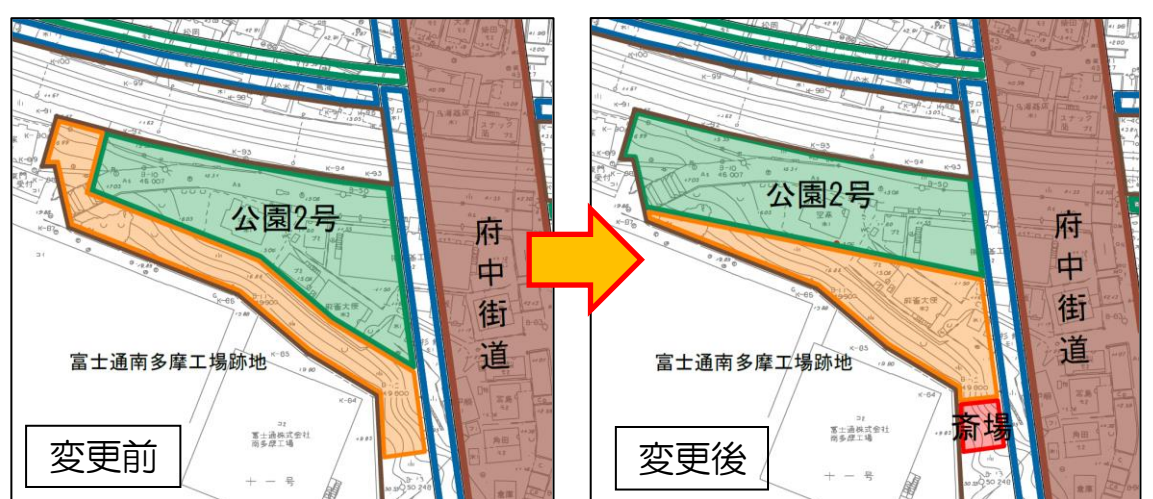


図3 変更図（前後）

## ④ 土地区画整理地区内の斎場について

本地区に建築された斎場について、これまでの報告会や「土地区画整理事業のお知らせ」にて、稲城市から斎場の移動案をご報告いたしました。このご報告に対して、地域の皆さまからご理解をいただき、移動を目指し進めております。

前回のお知らせ（令和2年8月25日付 No.39）では、新型コロナウイルスの影響により関係者との協議を一時中断しておりましたが、緊急事態宣言の解除を受け準備を再開したと、ご報告させていただきました。

上記③でもご報告させていただきましたが、その後、関係者との協議を進め、移動先の地権者にご協力をいただきまして、換地変更が整いました。

これが整ったことから、移動先では現在、建築工事に先がけまして、汚水取付管推進工事を行っております。本工事は、移動先と前面道路の府中街道との間に谷戸川のボックスカルバート（暗渠）が埋設されていることから、これの下部に取付管をトンネルのように推進埋設するものです。他ライフライン（上水道、ガスや電気等）につきましても必要に応じて、各企業者にて取り出す予定となっております。

今後も引き続き、移動に必要な関係者との協議を進めまして、早期の移動を目指してまいります。

- 区画整理地区内で119番通報をされる場合は、住所とともに区画整理地区内である旨をお伝えください。
  - 事業に関するご意見、ご相談がございましたら、区画整理課までお気軽にご連絡ください。
- 連絡先：042-378-2111（内347・348） 担当：鈴木・丹澤